

関東地方整備局のバリアフリーの取り組み

- 1 関東地方整備局の役割
- 2 最近の取り組み
 - ・道路事業の取組事例
 - ・官庁営繕の取組事例
 - ・関東技術事務所におけるバリアフリー体験
- 3 バリアフリー化の支援制度
- 4 管内自治体の取り組み

令和8年6月22日



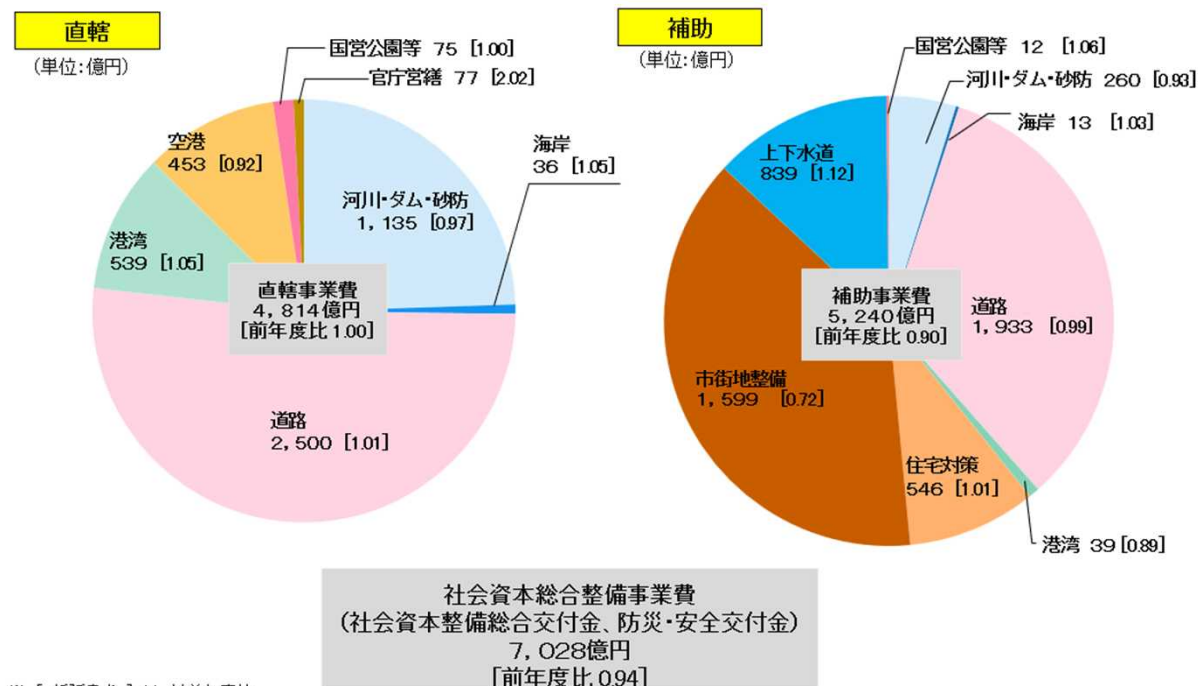
国土交通省 関東地方整備局

地域のニーズや課題に応じて、河川や道路、港湾・空港、国営公園、官庁施設などの社会資本の整備、維持管理を行っています。

以下の分野で事業を実施します。



令和8年度予算 当初予算：1兆7,082億円[前年度比0.94]



※ [括弧書き] は、対前年度比
※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

国道1号の小田原市民会館前交差点は、国道1号と国道255号が交差する交差点で、小田原市の交通バリアフリー基本構想における重点整備地区の指定区域として位置づけられており、特定道路に指定されているものの、既設の横断歩道橋はエレベータ、斜路付階段等が無く、歩行者の移動円滑化及び安全な通行空間が確保されていない状況です。

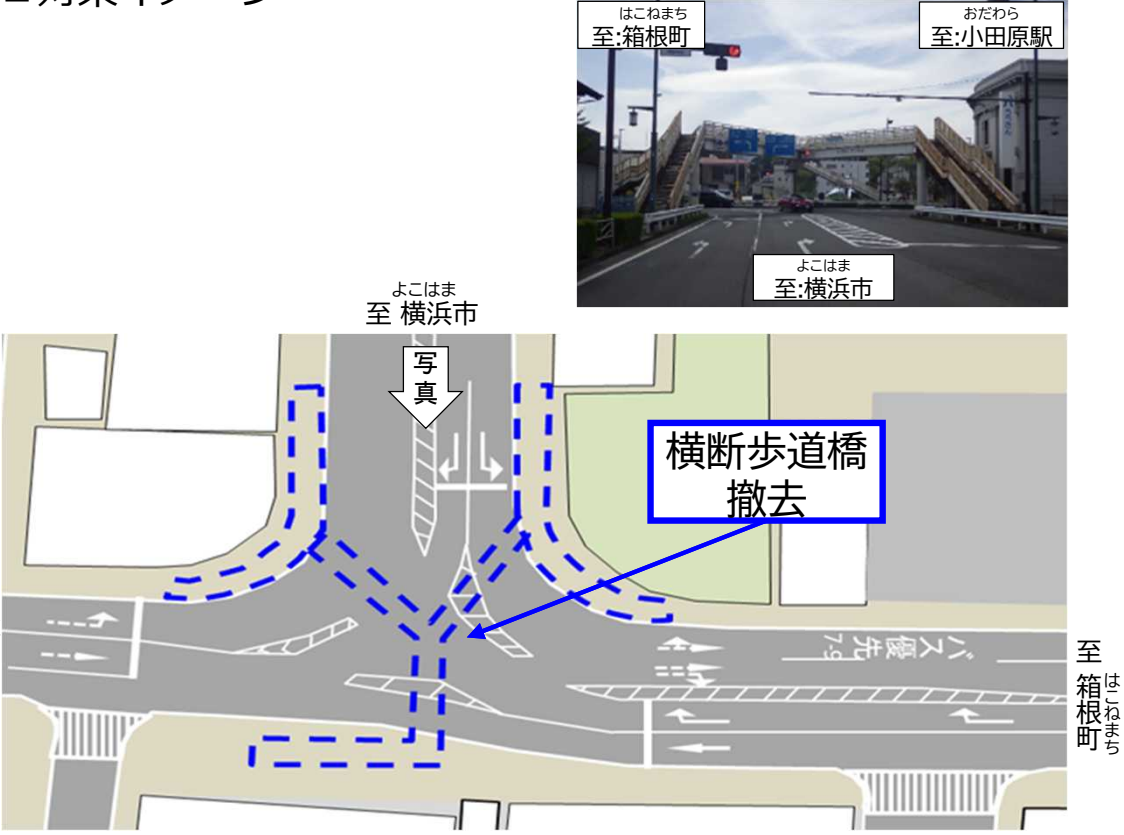
令和8年度より交差点改良事業に着手し、既設横断歩道橋の撤去及び横断歩道の新設等の交差点改良を行うことで道路利用者の安全・安心の確保を図るため、効果的な交通安全対策を推進するものです。

■位置図



(※) 特定道路とは、市町村が作成するバリアフリー基本構想に位置付けられた生活関連経路を構成する道路法による道路等で、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）

■対策イメージ



※歩道橋撤去後の横断歩道等につきましては、関係機関と調整してまいります。

2. 最近の取り組み

官庁営繕の取組事例(庁舎等整備の状況と取り組み予定)

■官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準により、バリアフリー整備を推進

◇富士川地方合同庁舎



所在地：山梨県南巨摩郡富士川町入居官署：鯉沢区検察庁

甲府地方法務局鯉沢支局

鯉沢税務署

鯉沢労働基準監督署

鯉沢公共職業安定所

富士川町（町立図書館）

敷地面積：3,936㎡

構造：鉄筋コンクリート造地上5階建

延べ面積：5,216㎡

工事工期：令和3年1月～令和5年3月（完成）

◇小石川地方合同庁舎



所在地：東京都文京区

入居官署：小石川税務署

東京行政評価事務所

自衛隊東京地方協力本部

東京第一営繕事務所

文京区（清掃事務所、幼稚園）

敷地面積：3,181㎡

構造：鉄骨造地上5階建地下2階建

延べ面積：9,437㎡

工事工期：令和4年11月～令和8年3月

（庁舎部分指定部分完成）

◇長野第一地方合同庁舎A棟 <工事中>



所在地：長野県長野市

入居官署：信越総合通信局

長野地方気象台

敷地面積：14,947㎡（長野一団地内）

構造：鉄筋コンクリート造地上6階建

延べ面積：5,190㎡

工事工期：令和7年1月～令和8年9月（予定）

◇今後の取り組み予定

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、令和8年度発注の対象設計業務で当事者参画を実施



多様なニーズを反映した質の高い施設整備を推進

2. 最近の取り組み

官庁営繕の取組事例(富士川地方合同庁舎)

■ 5つの国の官署と富士川町立図書館の合築による富士川地方合同庁舎におけるバリアフリー

◇ 富士川地方合同庁舎

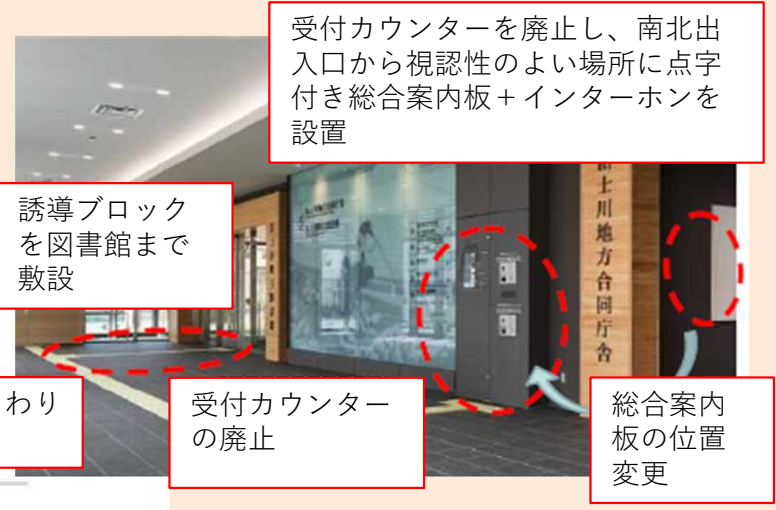


所在地：山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢
1760-1外
入居官署：鯉沢区検察庁
甲府地方法務局鯉沢支局
鯉沢税務署
鯉沢労働基準監督署
鯉沢公共職業安定所
富士川町（町立図書館）
敷地面積：3,936㎡
構造：鉄筋コンクリート造地上5階建
延べ面積：5,216㎡
工事工期：令和3年1月～令和5年3月

◇ UD検討会の意見を踏まえた主な対応



UD検討会の様子



関東技術事務所におけるバリアフリー体験



バリアフリー体験の様子

■関東技術事務所には、バリアフリー体験コーナーが設けられており、建設技術展示館HPで体験参加の受付をしています。（事前申込み）

※令和8年5月28日建設技術展示館リニューアルオープン

■令和7年度における実績

・団体見学：令和7年4月～令和7年11月 778名（31団体）

■過去の体験参加者からの感想

- ・バリアフリー等について学ぶことはあったが、実際に体験するとひとつの段差で大きな苦労があると知った。
- ・車椅子に初めて乗れたのと、目の不自由な人が感じる怖さを体感できた。



事業名：都市・地域交通戦略推進事業

支援策の概要		都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系を確立し、公共の福祉に寄与することを目的として、 <u>自由通路、駐車場、バリアフリー交通施設等の公共的空間等の整備</u> に対して支援を行う。
支援策の内容	対象者	地方公共団体、協議会、都市再生推進法人 等
	対象事業	1) 整備計画の作成等に関する事業 2) 公共的空間等の整備に関する事業(公共的空間の整備、駐車場の整備、 <u>バリアフリー交通施設の整備</u> 等) 3) 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業(都市情報提供システムの整備 等)
	対象地区	立地適正化計画(居住誘導区域及び都市機能誘導区域に限る)を策定している区域で、基幹市町村における拠点等の位置づけがある地区、 <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)</u> に規定する基本構想において定められている又は定められることが確実と見込まれる区域、都市・地域総合交通戦略を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域 等
	交付率	1/3、1/2 (立地適正化計画に位置付けられた事業等)
本省担当部局		国土交通省 都市局 街路交通施設課 TEL 03-5253-8111 FAX 03-5253-1592



バリアフリー化の支援制度②(バリアフリー環境整備促進事業)

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、移動システム(スロープ・エレベーター等)の整備、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺
- ⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を策定した区域

交付率 直接 1 / 3 間接 1 / 3

交付内容

- **基本構想等の策定** (バリアフリー法第14条第3項に基づく条例の制定・改正に必要な基礎調査等を含む。)

■ 移動システム等整備事業

- ・屋外の移動システム整備(スロープ、エレベーター等)
- ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備(市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。)
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース(広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等) 等

■ 認定特定建築物整備事業

- ・屋外の移動システム整備(建築物敷地内の平面経路に限る。)
- ・屋内の一定の移動システム整備(商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。)
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等

■ 既存建築物バリアフリー改修事業

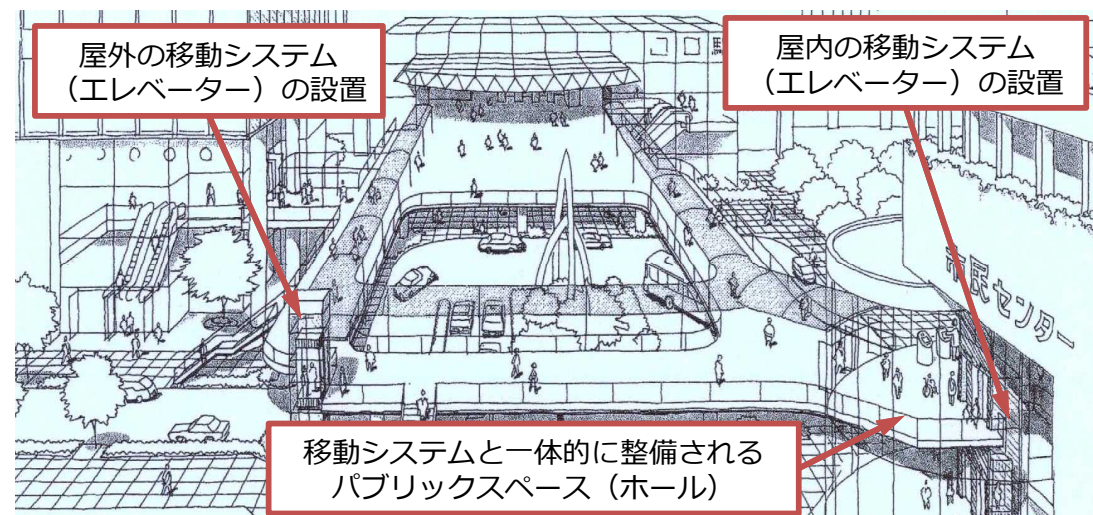
【対象建築物】

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物(規模要件なし)
- ・バリアフリー条例による規制の対象となる建築物

【補助対象】

バリアフリー改修工事に要する費用

- ・段差の解消
- ・出入口、通路の幅の確保
- ・車椅子使用者トイレの設置
- ・オストメイト設備を有するトイレの設置
- ・乳幼児用設備の設置
- ・ローカウターの設置
- ・車椅子使用者用駐車施設の設置
- ・駐車場から店舗までの屋根設置 など



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



ローカウターの設置

写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」
「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】 【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレがひとつはある など

※条例により、必要な事項の付加可。

※500㎡未満の建築物について、規模に応じた基準の設定可。

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】 【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など

計画の認定【法第17条】

(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

- バリアフリー法では、地域の実情に応じて、地方公共団体の条例により、「①義務付け対象用途の追加」「②義務付け対象規模の引下げ」「③移動等円滑化基準に必要な事項の追加」を可能としています。
- 関東地方整備局管内では、1都3県4市区においてバリアフリー法に基づく条例が制定されています。

■バリアフリー法に基づく条例制定自治体 （関東地方整備局管内）



条例制定の事例

東京都：用途に応じた基準を追加

- ・ ホテル・旅館の義務付け対象規模を1,000㎡以上に引下げ、**一般客室**のバリアフリー基準を追加
- ・ 共用部の基準（一般客室までの経路）
- ・ 一般客室内の基準（客室出入口幅、便所及び浴室等の出入口幅、階段又は段なし、等。）

ホテルや旅館の客室

- ・ （客室総数50以上の場合）車椅子使用者用客室を総客室数の1%以上設置
客室出入口：出入口幅85cm以上
便所、浴室等：出入口幅80cm以上
浴槽、シャワー手すり等を適切に配置、十分な空間の確保
- ・ 一般客室（車椅子使用者用客室以外の全ての客室）
客室出入口：出入口幅80cm以上
便所・浴室等：出入口幅70cm以上（努力義務75cm以上）
客室内に段を設けない



- ・ 2,000㎡以上の**共同住宅**について、道等から住戸までの経路（「特定経路」）のバリアフリー化を義務付け（出入口、廊下、敷地内通路の幅、エレベーターの籠の奥行き等）